（光ディスクによる手続）

第九条の二の四　第三条第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条の二第二項の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

（光ディスクの構造）

第九条の二の五　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（削る）

（削る）

様式第四を次のように改める。

様式第四　削除

（フレキシブルディスクによる手続）

第九条の二の四　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事又は令第十条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

一　様式第一（別紙一から別紙十五までを含む。）による届出書

二　様式第二の二（別紙を含む。）による届出書

三　様式第五による届出書

四　様式第六による届出書

五　様式第七による届出書

六　様式第十による届出書

２　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第二条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第九条の二の五　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第九条の二の六　第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

２　第九条の二の四の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第九条の二の七　第九条の二の四のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

二　届出年月日